

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第30回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成24年11月7日（水） 15:00～16:35

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）川口宰護，新関輝夫，中井國緒，永尾廣久，野口郁子（敬称略。

五十音順）

（庶務）江頭総務課長，福田総務課課長補佐

（説明者）永淵事務局長

4 議題

（1）福岡地域委員会地域委員長の選任について

（2）司法修習生（第65期）の判事補任命候補者の情報収集について

（3）平成25年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

5 審議資料（添付省略）

106 10月29日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について

（通知）

107 判事再任（上半期）候補者に関する情報目録

6 協議等

（1）福岡地域委員会地域委員長の選任について

新関委員（委員長代理）の進行により，山口前地域委員長の退任に伴い，後任の福岡地域委員会地域委員長を，下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第16条により，互選することとされた。

互選にあたり，ある委員から，次のとおりの意見が述べられた。

- ・地域委員会は、裁判官の指名過程に国民の意思を反映させるための機関の一つであることから、できれば法曹三者関係の委員以外の委員が委員長となる方が適しているのではないかと。指名諮問委員会では、重点審議者の審理にあたって地家裁所長の評価所見が資料となるので、所長が委員長になるのは設置の趣旨にもそぐわないのではないかと。

協議の結果、多数決により川口宰護委員が選任された。

川口委員長は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第16条2項で準用する同規則第8条3項に基づき、新関輝夫委員を委員長代理に指名した。

(2) 新65期司法修習生判事補任官希望者について

庶務から、次のとおり説明を行い、各委員の了承を得た。

本年12月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者（現行型司法修習第65期及び新司法修習第65期）について、10月29日付で下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）から地域委員会地域委員長あての通知文書により、福岡高裁管内の候補者名簿及びその履歴書、参考として全国の候補者名簿が送付されている。通知文書によると、これらの候補者に関しては、12月21日に予定されている指名諮問委員会で審議・答申される予定となっており、福岡高裁管内の指名候補者については、当地域委員会で特に情報収集を行う必要はないが、指名の適否に関する特段の情報が寄せられた場合には、庶務から各委員に連絡の上、指名諮問委員会に報告することとしたい。

(3) 判事再任（上半期）候補者に関する情報のとりまとめについて

庶務から、審議資料107の情報42件（情報番号1から情報番号42）について、情報の概略などの説明がされた上で、以下のとおり

審議された。

ア 情報番号 4 1 について

情報番号 4 1 については，当地域委員会に調査依頼があった対象者以外の判事に関する情報である点について，検討された。検討の結果，内容に特段の情報が記載されていないため，指名諮問委員会に報告するまでの必要はないとされた。

イ 情報番号 1 5 について

情報番号 1 5 については，弁護士会が実施した裁判官評価アンケートに記載された複数の弁護士の意見が匿名で列記されていた点について，検討され，各委員から次のとおり，意見が述べられた。

- ・記載されている内容が，自分が体験した事実ではないため，指名諮問委員会に送付する必要はない。
- ・これまでは，段階的裁判官評価アンケートを除けば，弁護士会が取りまとめた情報だからといって，指名諮問委員会に送付しないという取扱いはしていなかったのではないか。
- ・提出者である弁護士に確認すれば，意見を述べた弁護士を特定することも可能な場合があると思われる。内容を検証することも全く不可能とまではいえないのではないか。
- ・本件には再任についての意見が記載されているわけではない。

審議の結果，情報番号 1 5 について指名諮問委員会に送付しないこととされた。

ウ 情報番号 2 4 ないし 3 0 及び 3 6 について

情報番号 2 4 ないし 3 0 及び 3 6 については，情報提供を求めた先とは異なり，事件当事者等の個人と思われる方から提出されたものであるという点について，検討され，各委員から次のとおり，意見が述べられた。

- ・ 提出者が事件当事者等の個人であるという理由だけで指名諮問委員会に送付することが不相当とはいえないのではないか。内容を個別具体的に検討する必要があるのではないか。
- ・ 裁判官の指名過程に国民の意思を反映させるための手続であるから、個人から提出された情報は原則として当然に必要な資料として、指名諮問委員会に送付すべきものではないか。
- ・ 庶務から報告された提出状況からすれば、情報番号 26 ないし 30 及び 36 は、特定の弁護士事務所が情報を取りまとめたものと思われるが、問題ではないか。
- ・ 情報番号 25 及び 26 の記載内容はほとんど一致している。伝聞又は相談して作成したものではないかと思われる。
- ・ 今後、事件当事者等の個人から提出された場合のことを考えてルール作りをしておく必要があるのではないか。
- ・ 記載内容は直接体験したことと伝聞が混じり合っている。直接体験した事実については送付する意味がある。
- ・ 指名諮問委員会において不適切だと判断された情報については除外されるであろうから、その判断を信頼してよいのではないか。
- ・ 情報提供を求めていなかったということのみを理由として、国民から出された意見を除外することはできないのではないか。
- ・ 事件当事者等の個人から意見が提出された場合、実質的真正及び形式的真正をどのようにして担保していけばよいであろうか。すべての事案について、詳細な調査をしていくということには危惧を感じる。
- ・ 弁護士が自分の体験事実を補足する資料としてこれらの意見を提出したものと捉えれば、従来の枠を外れるものではないと考えられるのではないか。指名諮問委員会に送付する際には弁護士の提

出した意見書の補充的な資料として一体として送付することとしてはどうか。

審議の結果，情報番号 24 ないし 30 及び 36 については，情報番号 31 ないし 35 の補充的な資料として一体として，指名諮問委員会に送付することとされた。

エ その他の情報について

上記アからウまでに審議された情報を除くその他の情報について審議され，委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 本人に裁判官としての資質を十分備えるよう自覚を促す必要があるという内容の情報が提出されている一部の候補者については，より慎重な審議をすべきであるとの意見を付して送付すべきではないか。

審議の結果，上記アからウまでに審議された情報を除くその他の情報については，期限後に提出されたものも含めてすべてを指名諮問委員会に意見を付すことなく送付することとされた。

7 その他

庶務から，平成 23 年以降，高裁本庁所属の裁判官の情報収集先を，高裁で取扱う事件の管轄（一審簡裁民事事件の上告事件等）を考慮し，福岡高検及び管内全地検並びに管内全弁護士会とする取扱いとしていたことが報告された。

報告された後，協議され，当地域委員会（第 2 回）で取り決められたとおりの情報収集先（福岡高検，高等裁判所本庁の管轄地域に対応する各県の弁護士会（福岡，佐賀，長崎，大分，熊本）とすることが確認された。

なお，一部の委員からは，すべての候補者について，前任地照会をすべきであるとの意見が述べられた。

8 次回期日

次回の当委員会の開催期日が次のとおり指定された。

次回（第31回）平成25年3月5日（火）15：00